

平成29年第2回定例会12月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 8 5 号 明石市民生委員定数条例制定のこと
- 〃 第 8 6 号 明石市社会福祉審議会条例制定のこと
- 〃 第 8 7 号 明石市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定のこと
- 〃 第 8 8 号 明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例制定のこと
- 〃 第 8 9 号 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 0 号 明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 1 号 明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 2 号 明石市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定
める条例制定のこと
- 〃 第 9 3 号 明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基
準を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 4 号 明石市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例制定のこと
- 〃 第 9 5 号 明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定
める条例制定のこと
- 〃 第 9 6 号 明石市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定
める条例制定のこと
- 〃 第 9 7 号 明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 8 号 明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 9 号 明石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す
る基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第 1 0 0 号 明石市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び
運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制
定のこと

- 〃 第101号 明石市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第102号 明石市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第103号 明石市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第104号 明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第105号 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第106号 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第107号 明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第108号 明石市保健所設置条例制定のこと
- 〃 第109号 明石市食品衛生法施行条例制定のこと
- 〃 第110号 明石市旅館業法施行条例制定のこと
- 〃 第111号 明石市興行場法施行条例制定のこと
- 〃 第112号 明石市公衆浴場法施行条例制定のこと
- 〃 第113号 明石市理容師法施行条例制定のこと
- 〃 第114号 明石市美容師法施行条例制定のこと
- 〃 第115号 明石市クリーニング業法施行条例制定のこと
- 〃 第116号 明石市化製場等に関する条例制定のこと
- 〃 第117号 明石市診療所の専属薬剤師の配置に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第118号 明石市感染症診査協議会条例制定のこと
- 〃 第119号 明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例制定のこと
- 〃 第120号 明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例制定のこと
- 〃 第121号 明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例制定のこと
- 〃 第122号 明石市屋外広告物条例制定のこと
- 〃 第123号 明石市介護保険関係手数料徴収条例制定のこと

- 〃 第 1 2 4 号 明石市環境関係手数料徴収条例制定のこと
- 〃 第 1 2 5 号 明石市保健関係手数料徴収条例の全部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 2 6 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 2 7 号 明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定のこと
- 〃 第 1 2 8 号 明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 2 9 号 明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 0 号 明石文化芸術創生条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 1 号 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 2 号 あかし市民広場条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 3 号 明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 4 号 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例及び明石市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 5 号 明石市営住宅条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 3 6 号 平成 2 9 年度明石市一般会計補正予算（第 5 号）
- 〃 第 1 3 7 号 平成 2 9 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 3 8 号 平成 2 9 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 1 3 9 号 平成 2 9 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 4 0 号 平成 2 9 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 4 1 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 1 4 2 号 財産取得のこと
- 〃 第 1 4 3 号 市有建物等処分のこと
- 〃 第 1 4 4 号 土地改良事業施行のこと
- 〃 第 1 4 5 号 地方独立行政法人明石市立市民病院定款変更のこと
- 〃 第 1 4 6 号 明石市立少年自然の家に係る指定管理者の指定のこと

- 〃 第 1 4 7 号 大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 4 8 号 明石市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 4 9 号 明石市立産業交流センター、明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターに係る指定管理者の指定のこと
- 報告第 2 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 9 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

議案第 8 5 号

）

議案第 8 6 号

明石市民生委員定数条例制定のこと他 1 件

1 要 旨

中核市移行に当たり、社会福祉法等により中核市が定めることとされている社会福祉審議会に関する事項等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 新たに制定する条例及びその内容

| 議案番号 | 条例名 | 条例の内容 |
|---------|--------------|---|
| 第 8 5 号 | 明石市民生委員定数条例 | 民生委員法の規定に基づき、民生委員の定数を定める。 〔170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準として、市の実情に応じて定める数とする。〕 |
| 第 8 6 号 | 明石市社会福祉審議会条例 | 社会福祉法の規定に基づき設置する社会福祉審議会の組織及び調査審議事項を定める。 (1) 調査審議事項 ア 社会福祉に関する事項 イ 児童福祉に関する事項 ウ 精神障害者福祉に関する事項 エ 幼保連携型認定こども園に関する事項 (2) 委員の構成 ア 社会福祉事業に従事する者 イ 学識経験のある者 (3) 委員の人数 40人以内 |

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 87 号
↳
議案第 88 号

明石市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定のこと他 1 件

1 要 旨

中核市移行に当たり、生活保護法等において中核市が定めることとされている保護施設等の設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 新たに制定する条例

| 議案番号 | 条例名 |
|--------|---|
| 第 87 号 | 明石市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (保護施設等：救護施設、更生施設等) |
| 第 88 号 | 明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (婦人保護施設：虐待や貧困に苦しむ女性を支援する施設) |

3 上記条例の内容

設備及び運営に関する基準を規定

- (1) 保護施設等に備えるべき設備に関する基準
- (2) 職員の職種、員数等に関する基準
- (3) 保護施設等の運営に当たって設置者が従うべき基準

4 上記基準の考え方

運営に当たって設置者が従うべき基準につき、次のとおり市独自の基準を定める。その他の基準については、省令で定める基準に準拠する。

- (1) 暴力団等の排除
- (2) 運営の自己評価の実施及びその結果の公表
- (3) 職員に対する計画的な研修の実施

(4) 事故発生の防止措置及び事故発生時の対応

5 施行期日

平成30年4月1日

議案第 89 号
↳
議案第 94 号

明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定のこと他 5 件

1 要 旨

中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 新たに制定する条例

| 議案番号 | 条例名 |
|--------|--|
| 第 89 号 | 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (障害福祉サービス事業：居宅介護、生活介護、就労継続支援等のサービスの提供) |
| 第 90 号 | 明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第 91 号 | 明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (障害者支援施設：施設に入所する人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設) |
| 第 92 号 | 明石市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第 93 号 | 明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (地域活動支援センター：創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設) |
| 第 94 号 | 明石市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (福祉ホーム：住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供する施設) |

3 上記条例の内容

- (1) 事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を規定
 - ア 従業者等の職種、員数及び資格の基準
 - イ 事業に必要な設備、備品等の基準
 - ウ 事業の運営に当たって事業者が従うべき基準
- (2) 指定事業者の指定申請をすることができる者の要件を規定

4 上記基準の考え方

運営に当たって事業者が従うべき基準につき、次のとおり市独自の基準を定める。その他の基準については、省令で定める基準に準拠する。

- (1) 利用者の意思及び人格の尊重
- (2) 暴力団等の排除
- (3) 従業者等による入所者への虐待の禁止
- (4) 職員に対する計画的な研修の実施

5 施行期日

平成30年4月1日

議案第 9 5 号
く
議案第 9 7 号

明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと他 2 件

1 要 旨

中核市移行に当たり、社会福祉法等において中核市が定めることとされている軽費老人ホーム等の老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 新たに制定する条例

| 議案番号 | 条例名 |
|---------|---|
| 第 9 5 号 | 明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (軽費老人ホーム：無料又は低額な料金で、居宅での生活が困難な高齢者を入所させ、食事の提供等を行う施設) |
| 第 9 6 号 | 明石市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (養護老人ホーム：居宅での生活が困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営むために必要な指導等の援助を行う施設) |
| 第 9 7 号 | 明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (特別養護老人ホーム：居宅で介護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護することを目的とする施設) |

3 上記条例の内容

事業に係る設備及び運営に関する基準を規定

- (1) 事業に必要な設備の基準
- (2) 職員の職種、員数及び資格の基準
- (3) 事業の運営に当たって事業者が従うべき基準

4 上記基準の考え方

運営に当たって事業者が従うべき基準につき、次のとおり市独自の基準を定める。その他の基準については、省令で定める基準に準拠する。

- (1) 入所者の意思及び人格の尊重
- (2) 職員に対する計画的な研修の実施
- (3) 暴力団等の排除
- (4) 運営の自己評価の実施及びその結果の公表
- (5) 職員による入所者への虐待の禁止

5 施行期日

平成30年4月1日

議案第 98 号
↳
議案第 104 号

明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定のこと他 6 件

1 要 旨

中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。また、あわせて既存の関連条例につき、所要の整備を図ろうとするもの。

2 新たに制定する条例

| 議案番号 | 条例名 |
|---------|--|
| 第 98 号 | 明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (指定居宅サービス等の事業：要介護者を対象とする、訪問介護、訪問看護等の居宅サービスの提供) |
| 第 99 号 | 明石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (指定居宅介護支援等の事業：要介護者に対するケアマネジャーによるケアプラン作成等) |
| 第 100 号 | 明石市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (指定介護予防サービス等の事業：要支援者を対象とする介護予防訪問看護等) |
| 第 101 号 | 明石市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (指定介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム) |
| 第 102 号 | 明石市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (介護老人保健施設：リハビリを中心とした介護を受けながら、自宅復帰を目指すための施設) |

| 議案番号 | 条例名 |
|-------|---|
| 第103号 | 明石市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (指定介護療養型医療施設：医学的管理の下で介護、看護、リハビリ等を受けられる、長期療養が必要な人のための施設) |

3 上記条例の内容

- (1) 事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を規定
 - ア 従業者の職種、員数及び資格の基準
 - イ 事業に必要な設備、備品等の基準
 - ウ 事業の運営に当たって事業者が従うべき基準
- (2) 指定事業者の指定申請をすることができる者の要件を規定

4 上記基準の考え方

運営に当たって事業者が従うべき基準につき、次のとおり市独自の基準を定める。その他の基準については、省令で定める基準に準拠する。

- (1) 利用者等の意思及び人格の尊重
- (2) 提供するサービスについての自己評価結果の公表
- (3) 従業者に対する計画的な研修の実施
- (4) 事故発生の防止措置
- (5) 暴力団等の排除
- (6) 射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのあるサービス等を主として提供することの禁止
- (7) 従業者による利用者等への虐待の禁止

5 既存の関連条例の一部改正

| 議案番号 | 一部を改正する条例 |
|-------|--|
| 第104号 | (1) 明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (2) 明石市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (3) 明石市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (4) 明石市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例 |

(内容)

指定居宅サービス等の事業の運営等に関する基準に合わせて、従業者による利用者等への虐待の禁止などを運営基準に加える。

6 施行期日

平成30年4月1日

議案第105号
～
議案第107号

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定のこと他2件

1 要 旨

中核市移行に当たり、児童福祉法等において中核市が定めることとされている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。また、あわせて既存の関連条例につき、所要の整備を図ろうとするもの。

2 新たに制定する条例

| 議案番号 | 条例名 |
|-------|---|
| 第105号 | 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (児童福祉施設：助産施設、母子生活支援施設及び保育所) |
| 第106号 | 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |

3 上記条例の内容

- (1) 児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園の職員、設備及び運営に関する基準を規定
 - ア 職員の職種、配置、員数等に関する基準
 - イ 備えるべき設備、園舎等に関する基準
 - ウ 運営に当たって設置者が従うべき基準
- (2) 幼保連携型認定こども園にあつては、学級の編制の基準を規定

4 上記基準の考え方

運営に当たって設置者が従うべき基準につき、次のとおり市独自の基準を定める。その他の基準については、省令で定める基準に準拠する。

- (1) 運営の自己評価の実施及びその結果の公表
- (2) 非常災害時の関係機関への通報体制及び連絡体制の整備
- (3) 暴力団等の排除
- (4) 事故発生の防止措置及び事故発生時の対応
- (5) 職員による入所中の児童及び園児への虐待等の防止

5 既存の関連条例の一部改正

| 議案番号 | 一部を改正する条例 |
|-------|--------------------------------|
| 第107号 | 明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |

(内容)

児童福祉施設の運営等に関する基準に合わせて、事故発生の防止措置及び事故発生時の対応などを運営基準に加える。

6 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

中核市移行に当たり、地域保健法の規定に基づき本市に保健所を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称及び位置を規定

名称 あかし保健所

位置 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

(2) 明石市立保健センター条例の廃止

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第109号

）

議案第116号

明石市食品衛生法施行条例制定のこと他7件

1 要 旨

中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 新たに制定する条例及びその内容

| 議案番号 | 条例名 | 条例の内容 |
|-------|--------------|---|
| 第109号 | 明石市食品衛生法施行条例 | 食品衛生法の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。 (1) 市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準 (2) 営業者が公衆衛生上講ずべき措置 |
| 第110号 | 明石市旅館業法施行条例 | 旅館業法の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。 (1) 旅館業の施設の構造設備の基準 (2) 宿泊者の衛生に必要な措置 (3) 営業者が宿泊を拒むことができる事由 |
| 第111号 | 明石市興行場法施行条例 | 興行場法の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。 (1) 興行場の設置場所及び構造設備に係る公衆衛生上の基準 (2) 入場者の衛生に必要な措置 |
| 第112号 | 明石市公衆浴場法施行条例 | 公衆浴場法の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。 (1) 隣接公衆浴場との間に必要な距離の基準 (2) 入浴者の衛生及び風紀に必要な措置 |

| 議案番号 | 条例名 | 条例の内容 |
|-------|-----------------|--|
| 第113号 | 明石市理容師法施行条例 | 理容師法の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。 (1) 理容の業を行う場合に衛生上講ずべき措置 (2) 理容所について衛生上講ずべき措置 (3) 理容所以外の場所で業を行うことができる場合 |
| 第114号 | 明石市美容師法施行条例 | 美容師法の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。 (1) 美容の業を行う場合に衛生上講ずべき措置 (2) 美容所について衛生上講ずべき措置 (3) 美容所以外の場所で業を行うことができる場合 |
| 第115号 | 明石市クリーニング業法施行条例 | クリーニング業法の規定に基づき、営業者が衛生上講ずべき措置を定める。 |
| 第116号 | 明石市化製場等に関する条例 | 化製場等に関する法律の規定に基づき、化製場（獣畜の皮等を原料に皮革等を製造するための施設）等につき変更の届出を要する事項を定める。 |

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第117号
↳
議案第118号

明石市診療所の専属薬剤師の配置に関する基準を定める
条例制定のこと他1件

1 要 旨

中核市移行に当たり、医療法等により保健所設置市が定めることとされている診療所の専属薬剤師の配置基準及び感染症の診査に関する協議会の運営手続等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 新たに制定する条例及びその内容

| 議案番号 | 条例名 | 条例の内容 |
|-------|-----------------------------|---|
| 第117号 | 明石市診療所の専属薬剤師の配置に関する基準を定める条例 | 医療法の規定に基づき、専属の薬剤師を置かなければならない診療所を定める。 〔医師が常時3人以上勤務する診療所とする。〕 |
| 第118号 | 明石市感染症診査協議会条例 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき設置する感染症の診査に関する協議会の委員の人数（5人以内）及び運営手続を定める。 |

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

中核市移行により、廃棄物処理施設等の設置許可権限が本市に移ることから、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図るため、廃棄物処理法に規定する手続の開始前における関係住民への説明実施義務等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 事業計画書の提出

事業計画者は、廃棄物処理法の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に先立ち、事業計画書及び周知計画書を市長に提出しなければならない。

(2) 説明会の開催

事業計画者は、周知計画書に基づき関係住民への説明会を開催し、事業計画書の内容の周知を図らなければならない。

(3) あっせんの実施

市長は、事業計画者又は関係住民からの申立てに基づき、あっせんを行う。

(4) 勧告又は公表

ア 市長は、説明会の開催等の手続を怠った者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

イ 市長は、勧告に従わない者の氏名、違反の事実等を公表する。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

1 要 旨

中核市移行により、産業廃棄物に係る規制権限が本市に移ることから、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法により規制されていない自社産業廃棄物の保管行為の規制等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 自社産業廃棄物の保管に係る規制

ア 100平方メートル以上の土地において自社産業廃棄物を保管しようとする事業者は、土地の所在地、保管する自社産業廃棄物の数量等を市長に届け出なければならない。

イ 自社産業廃棄物を搬入又は搬出しようとする事業者は、運搬に従事する者に対し、運搬管理票を交付しなければならない。

ウ 市長は、不適切な自社産業廃棄物の保管がされている場合において、地域の生活環境の保全等に支障が生じているときは、当該保管者に対し、当該支障の除去等の措置を命ずることができる。

(2) 土地所有者等の責任

市長は、不適切な産業廃棄物の保管又は処分がされることを知りながら土地を使用させた土地所有者等に対し、生じた支障の除去等の措置を命じることができる。

(3) 建設資材廃棄物の引渡完了報告

建設資材廃棄物の適正処理を確認するため、建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときの報告を義務付ける。

(4) 罰則

措置命令に違反した自社産業廃棄物の保管者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する等の罰則を規定する。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

中核市移行に当たり、浄化槽法の規定に基づき浄化槽保守点検業者の登録制度を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 浄化槽保守点検業者の登録制度

ア 本市の区域内において保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

イ 市長は、登録の申請者が暴力団である場合等は登録を拒否する。

(2) 業務の実施

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせなければならない。

(3) 罰則

市長の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する等の罰則を規定する。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

中核市移行により、屋外広告物法の施行に関し必要な事項を定める権限が本市に移ることに伴い、当該事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 広告物等の規制

ア 許可制度

広告物等を表示し、又は設置するには、原則として市長の許可を受けなければならないこととする。

イ 特別規制地区

特別規制地区においては、許可の基準を別に定めることができることとする。

ウ 禁止地域

広告物等の表示又は設置を禁止する地域を設ける。

エ 禁止物件

広告物等の表示又は設置を禁止する物件を定める。

(2) 広告景観モデル地区の指定

地区の特性に応じた広告景観形成基準を定め、その遵守を求める。

(3) 屋外広告業の登録制度の導入

(4) 罰則

許可を得ないで広告物等を表示し、又は設置した者は、30万円以下の罰金に処する等の罰則を定める。

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第123号
 議案第126号

明石市介護保険関係手数料徴収条例制定のこと他3件

1 要 旨

中核市移行に当たり、介護保険関係事務等に係る手数料を徴収することにつき、新たに条例を制定するほか、既存の保健関係事務等に係る手数料の徴収に関する条例につき、新たに徴収する手数料を定めようとするもの。

2 新たに制定する条例及び徴収する手数料

| 議案番号 | 条例名 | 徴収する手数料 |
|-------|------------------|---|
| 第123号 | 明石市介護保険関係手数料徴収条例 | 次に掲げる事業を行う事業者の指定に係る手数料 (1) 指定居宅サービスの事業 (2) 指定地域密着型サービスの事業 (3) 指定居宅介護支援の事業 (4) 指定介護福祉施設サービスの事業 (5) 介護保健施設サービスの事業 (6) 指定介護療養施設サービスの事業 (7) 指定介護予防サービスの事業 (8) 指定地域密着型介護予防サービスの事業 (9) 介護予防・日常生活支援総合事業 |
| 第124号 | 明石市環境関係手数料徴収条例 | 次に掲げる事務に係る手数料 (1) 一般廃棄物の処理等 (2) 廃棄物処理業等の許可等 (3) 廃棄物処理施設の設置の許可等 (4) 浄化槽保守点検業者の登録等 (5) 使用済自動車の引取業者等の登録等 (6) 汚染土壌処理業の許可等 |

3 改正する条例及び新たに徴収する手数料

| 議案番号 | 条例名 | 新たに徴収する手数料 |
|-------|------------------------|--|
| 第125号 | 明石市保健 関係手数料 徴収条例 | <p>次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種診断書及び証明書の発行 (2) 食品検査 (3) 感染症等の検査 (4) 診療所及び助産所の開設の許可等 (5) 死体の保存の許可 (6) 衛生検査所の登録等 (7) 薬局の開設及び薬局製造販売医薬品の製造販売業等の許可等 (8) 毒物又は劇物の販売業の登録等 (9) 飲食店、喫茶店等の営業の許可 (10) 食鳥処理の事業の許可等 (11) 魚介類行商の登録 (12) 理容所、美容所及びクリーニング所の構造設備に関する検査 (13) 旅館業の許可等 (14) 公衆浴場及び興行場の営業の許可 (15) 化製場等の設置の許可 (16) 動物の飼養又は収容の許可 (17) 温泉の利用の許可等 (18) 犬又は猫の引取り等 (19) その他保健衛生関係の事務 |
| 第126号 | 明石市建設 関係手数料 徴収条例 | <p>次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋外広告業の登録等 (2) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等 (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等 (4) 田園住居地域における建築許可 |

4 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

中核市において導入が義務づけられている包括外部監査の実施に必要な事項を定めるとともに、個別外部監査の導入を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 包括外部監査の対象事項の追加

条例で定めることにより包括外部監査の対象とすることができる事項として、市が補助金、交付金、負担金などの財政援助をしている団体、公の施設の指定管理者等の事務の執行を定める。

(2) 個別外部監査の導入

条例で定めることにより導入できることとされている個別外部監査を導入することとし、住民監査請求を行った住民等が監査委員による監査に代えて外部監査人による監査を求めることができることを定める。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

コンプライアンス制度の拡充を図るため、内部公益通報の窓口を追加するとともに、匿名による内部公益通報の要件を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 内部公益通報の窓口及び手段の拡充

ア 通報窓口

(現行) 公益監察員

(改正) 公益監察員 又は庁内通報窓口

イ 通報手段

(現行) 書類の送付

(改正) 書類の送付 又は面談

(2) 匿名による内部公益通報の要件の緩和

これまで確実な資料の提示、相当な理由等を要件としていた匿名通報について、職員等がその必要があると判断する限りで行えるものとする。

(3) 市の調査に対する職員の協力義務を規定

(4) その他所要の整備

3 施行期日

平成30年1月1日

1 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定に基づき非常勤職員が育児休業を延長できる場合を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 非常勤職員の育児休業については、現行は最長で子が1歳6か月に達するまで取得できるとされているところ、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、2歳まで延長できるものとする。

ア 当該非常勤職員又はその配偶者が子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合

イ 保育所に入所できない場合など引き続き育児休業をすることが特に必要と認められる場合

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

議案第130号

明石文化芸術創生条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

文化芸術振興基本法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の題名変更に伴う規定の整備

(現行) 文化芸術振興基本法

(改正) 文化芸術基本法

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

ごみの減量及びリサイクルへの市民の意識の低下を防止するとともに、安全で安心なごみ出し環境を確保するため、ごみステーションに排出された一般廃棄物及び資源物並びに集団回収により回収する資源物の持ち去り行為を規制しようとするもの。

2 内 容

(1) 持ち去り行為の禁止

| 回収の種類 | 禁止される持ち去り行為 |
|---------------|--|
| 行政回収 | 市職員又は市委託事業者以外の者は、所定の場所に出された家庭系一般廃棄物（家庭用電気製品、家具等）及び資源物（缶、瓶、紙類等）を持ち去ってはならない。 |
| 自治会等の 集団回収 | 自治会等と契約した者以外の者は、当該自治会等が指定した場所に出された資源物を持ち去ってはならない。 |

(2) 勧告又は公表

ア 市長は、持ち去り行為を行った者に対して、その行為を行わないよう勧告することができる。

イ 市長は、勧告に従わない者の氏名、違反の事実等を公表する。

(3) 命令

市長は、公表された者が再度持ち去り行為を行った場合には、当該者に対して、その行為を行わないよう命ずることができる。

(4) 罰則

命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

営利を目的とする利用（以下「営利利用」という。）に係る利用料金の適正化を図るとともに、非営利利用を促進するため、あかし市民広場の利用料金を見直そうとするもの。

2 内 容

市民広場の利用料金について、非営利利用と営利利用に区分し、両者の料金体系に差を設ける。

(1) 非営利利用の利用料金の上限額を現行の額の半額程度とする。

(2) 営利利用の利用料金の上限額を現行の額の約 2 倍（非営利利用の約 4 倍）とする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成 3 0 年 9 月 1 日以後の利用について適用

議案第133号

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

海浜利便施設の一部である大蔵海岸バーベキュー設備を売却するため、公の施設としての同設備を廃止しようとするもの。

2 内 容

大蔵海岸海峡広場の附属設備について定めた表から、大蔵海岸バーベキュー設備を削る。

3 施行期日

公布の日

議案第134号

明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例及び明石市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

建築基準法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

イ 明石市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

(2) 改正内容

ア (1)のアの条例について

(ア) 建築基準法の一部改正に伴う表記の整理

(現行) 建ぺい率 → (改正) 建蔽率

(イ) 建築基準法の条項移動に伴う規定の整備

(ウ) 風営法の条項移動に伴う規定の整備

イ (1)のイの条例について

(ア) 建築基準法の条項移動に伴う規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日。ただし、2の(2)のアの(ウ)は公布の日

1 要 旨

市営住宅の有効活用を図るため、特定公共賃貸住宅を廃止し準公営住宅として賃貸すること、社会福祉事業のために市営住宅を使用できるようにすること等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) 特定公共賃貸住宅の入居者がいないことから、特定公共賃貸住宅を廃止し、準公営住宅として普通市営住宅と同様に扱うものとする。
- (2) 空き室の有効活用を図るため、普通市営住宅を社会福祉事業等に活用できるものとする。
- (3) 市営住宅の入居者資格等の見直し
 - ア 入居しようとする者及び同居しようとする者が次に掲げる者でないことを入居者の要件とする。
 - (ア) 市税を滞納している者
 - (イ) 市営住宅に係る債務を滞納している者
 - (ウ) 明渡請求による退去から5年を経過していない者
 - (エ) 明渡請求を受けている者
 - イ 同居させようとする者が、アの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるときは、同居の承認をしない。
 - ウ 入居の承継を希望する者が、アの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるときは、入居の承継を承認しない。
- (4) 認知症患者等の収入申告義務の緩和

入居者が認知症等により収入の申告及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、職権調査により把握した収入によって家賃の額を決定する。

(5) 改良市営住宅の家賃の見直し

ア 旧政令（平成8年改正前の公営住宅法施行令）により算定した額が近傍同種の住宅の家賃を超えるときは、近傍同種の住宅の家賃を改良市営住宅の家賃とする。

イ 割増賃料の額を、旧政令の規定により算定した額又は近傍同種の住宅の家賃のいずれか低い額とする。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(5)は、平成30年4月1日

今回の補正は、歳出で、保険基盤安定制度などにかかる国民健康保険事業繰出金、総合福祉センター隣接土地の購入費及び小中学校入学準備費の入学前支給にかかる就学援助事業費などを追加するとともに、歳入で、繰越金、国県支出金及び市債を追加するもの。

また併せて、地域総合支援センター整備事業に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続きを行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 323,912 千円 補正後 103,086,165 千円 〕

歳入

| | | | |
|-------|------------|----------|-----------|
| 国庫支出金 | 56,744 千円 | 民生費国庫負担金 | 53,304 千円 |
| | | 民生費国庫補助金 | 3,440 千円 |
| 県支出金 | 48,735 千円 | 民生費県負担金 | 45,295 千円 |
| | | 民生費県補助金 | 3,440 千円 |
| 繰越金 | 168,433 千円 | 前年度繰越金 | |
| 市債 | 50,000 千円 | 民生債 | |

歳出

| | | | |
|-------|------------|---------------------|------------|
| 投資的経費 | 50,000 千円 | 総合福祉センター 管理運営事業費 | |
| 繰出金 | 188,024 千円 | 国民健康保険事業 特別会計繰出金 | 173,274 千円 |
| | | 介護保険事業 特別会計繰出金 | 14,750 千円 |
| 物件費 | 48,500 千円 | 市税賦課徴収事業費 | 30,000 千円 |
| | | 小学校管理運営事業費 | 9,700 千円 |
| | | 幼稚園預かり保育事業費 | 8,800 千円 |
| 扶助費 | 37,388 千円 | 小中学校就学援助事業費 | 34,388 千円 |
| | | 子育て家庭 ショートステイ事業費 | 3,000 千円 |

債務負担行為
追加分

| 事 項 | 限度額 (千円) | 期間 (年度) |
|---------------------|-------------|------------|
| 庁舎総合管理業務委託 | 73,350 | H30 |
| 市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託 | 11,047 | |
| 天文科学館施設維持管理業務委託 | 6,813 | |
| 大気常時監視局測定装置保守点検業務委託 | 10,293 | |
| 有害大気汚染物質等モニタリング業務委託 | 4,465 | |
| 水質監視分析検査業務委託 | 16,293 | |
| 微小粒子状物質成分分析業務委託 | 7,800 | |
| 最終処分場包括管理業務委託 | 297,000 | H30～H34 |
| 収集事業課施設維持管理業務委託 | 2,916 | H30 |
| 粗大ごみ戸別収集受付等業務委託 | 16,000 | |
| 地域総合支援センター整備事業 | 32,000 | |
| 街路灯新設・維持補修工事 | 58,900 | |
| 屋外広告物除却業務委託 | 6,999 | |
| 道路除草業務委託 | 7,686 | |
| 道路維持補修事業清掃等業務委託 | 35,390 | |
| 区画線・道路標示新設補修工事 | 10,000 | |
| 道路反射鏡・道路標識新設補修工事 | 14,000 | |
| 安全防護柵新設補修工事 | 15,000 | |
| 道路舗装補修工事 | 125,697 | |
| 道路等維持補修工事 | 256,360 | |
| 街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託 | 56,538 | |
| 河川美化事業清掃等業務委託 | 10,392 | |
| 排水路浚渫工事 | 30,000 | |
| 砂浜等清掃業務委託 | 14,000 | |
| 海岸施設等ごみ収集運搬業務委託 | 5,400 | |
| 港湾環境美化事業清掃等業務委託 | 8,374 | |
| 公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託 | 10,350 | |
| 公園樹木等維持管理業務委託 | 37,853 | |
| 明石北わんぱく広場管理業務委託 | 15,000 | |
| 学校園樹木害虫防除業務委託 | 6,000 | |
| 明石商業高等学校機械警備業務委託 | 324 | |
| 消防庁舎等清掃業務委託 | 8,059 | |
| 消防庁舎施設維持管理業務委託 | 4,621 | |

今回の補正は、歳出で保険給付費の一般被保険者高額療養給付費等のほか、国庫負担金等精算に係る償還金等を追加するとともに、歳入では一般会計繰入金及び前年度繰越金を追加するもの。

また併せて、国民健康保険事業標準システム利用等業務委託について、債務負担行為の設定を行うもの。

[補正額 304,768 千円 補正後 37,751,042 千円]

歳入

繰入金 173,274 千円 一般会計繰入金

繰越金 131,494 千円 前年度繰越金

歳出

保険給付費 210,000 千円 一般被保険者 200,000 千円
高額療養費

出産育児一時金 10,000 千円

前期高齢者納付金 135 千円 前期高齢者納付金

諸支出金 94,633 千円 国庫負担金等
精算金償還

債務負担行為

| 事 項 | 限度額 (千円) | 期間 (年度) |
|-----------------------|-------------|------------|
| 国民健康保険事業標準システム利用等業務委託 | 95,645 | H30～H34 |

今回の補正は、歳出で介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料を追加するほか、保険給付費について執行見込による各種給付費の補正を行うとともに、歳入では一般会計繰入金等を追加するもの。

〔 補正額 19,000 千円 補正後 23,090,325 千円 〕

歳 入

| | | | |
|-------|-----------|---------|--|
| 国庫支出金 | 4,250 千円 | 事務費交付金 | |
| 繰入金 | 14,750 千円 | 一般会計繰入金 | |

歳 出

| | | | |
|-------|-----------|-----------------|-------------|
| 一般管理費 | 19,000 千円 | 委託料 | |
| 保険給付費 | 0 千円 | 地域密着型介護サービス等給付費 | △291,000 千円 |
| | | 介護予防サービス等給付費 | 250,000 千円 |
| | | 介護予防サービス計画等給付費 | 40,000 千円 |
| | | 高額介護予防サービス費 | 1,000 千円 |

議案第 1 3 9 号

平成 2 9 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続きを行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

| 事 項 | 限度額 (千円) | 期間 (年度) |
|-------------|-------------|------------|
| 施設維持管理業務委託 | 15,000 | H30 |
| 配水管等補修工事 | 223,000 | H30 |
| 源井設備水中ポンプ修繕 | 20,000 | H30 |
| 水道メーター修繕 | 38,000 | H30 |

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続きを行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

| 事 項 | 限度額 (千円) | 期間 (年度) |
|-----------------------|-------------|------------|
| 下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事 | 193,000 | H30 |
| 浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託 | 56,320 | H30 |
| 浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事 | 11,100 | H30 |
| 汚泥運搬業務委託 | 58,797 | H30 |

1 要 旨

平成28年第2回定例会9月議会において議決を受けた（仮称）明石市東部中学校給食センター新築ほか工事請負契約について、建設地の土中廃棄物のうち、処分費用の安価な汚泥の割合が見込みよりも多く、処分費用の高価な混合廃棄物の割合が見込みよりも少なかったことにより、当該土中廃棄物を想定より安価で処分できるようになったこと等から、工事費用が減少したことに伴い、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

2 内 容

請負金額の変更

| (変更前) | | (変更後) |
|----------------|---|-----------------|
| 1,755,000,000円 | → | 1,732,135,320円 |
| | | (22,864,680円減額) |

(参考)

相手方 関西建設工業株式会社 明石本店

工事期限 平成30年1月10日

1 要 旨

日本たばこ産業株式会社の保有する土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 取得しようとする土地の表示

所在地 明石市大久保町大久保町字鳶畑111番1

明石市大久保町大久保町字大池ノ内165番2

明石市大久保町大久保町字殿屋敷60番11

明石市大久保町福田字花ヶ崎50番

地 目 宅地

面 積 57,709.09平方メートル(合計)

3 取得価格

金 3,590,000,000円

4 相手方

東京都港区虎ノ門2丁目2番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 小 泉 光 臣

5 取得の目的

市民の利便に資する公共公益施設の整備及び良好な住環境の誘導等による周辺と調和のとれたまちづくりを行うため。

1 要 旨

市有建物等を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 処分しようとする建物等

所在地 明石市大蔵海岸通1丁目1番

(大蔵海岸海峽広場バーベキューサイト敷地内)

- (1) 物品販売棟 72.0平方メートル
- (2) 受付棟 36.5平方メートル
- (3) テント(8棟) 551.12平方メートル(合計)
- (4) バーベキュー炉その他の建物の付属物

3 処分価格 金 50,760,000円

4 相手方

バーベキューアンドコー・キャッスルホテルグループ

代表者 明石市松の内2丁目2番地

株式会社バーベキューアンドコー

代表取締役 成 田 收 彌

5 処分の目的

民間事業者に運営を委ねることにより、大蔵海岸海峽広場バーベキューサイトの活性化を図るため。

1 要 旨

土地改良事業の施行に当たり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、土地改良事業計画の概要について議会の議決を得ようとするもの。

2 土地改良事業計画の概要

- (1) 事業名 上池整備事業（農村地域防災減災事業）
- (2) 施行地域 上池（明石市大久保町西島682番地）
- (3) 目的 土砂の浚渫によるため池の整備及び浚渫した土砂を用いた避難地等の造成による災害対策
- (4) 事業内容 池底の土砂を浚渫してため池の整備を行うとともに、浚渫した土砂（約7,900m³）を用いて当該ため池の一部を埋め立て、避難地等を造成する。
- (5) 着手年度 平成30年度
- (6) 完了予定年度 平成32年度
- (7) 概算事業費 84,000千円

1 要 旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、監事の職務及び任期に係る規定の整備を行うため、地方独立行政法人明石市立市民病院定款を変更することについて、法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 監事の職務に係る規定の整備

法で新たに定められた監事の職務（不正行為の報告等）を加える。

(2) 監事の任期の変更

（現行） 2年

（改正） 任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで。

1 要 旨

明石市立少年自然の家の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市立少年自然の家

明石市大久保町江井島567番地

3 指定管理者となる団体

東京都狛江市岩戸北4丁目17番11号

特定非営利活動法人 国際自然大学校

理事長 佐藤 初雄

4 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第147号

大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場に係る指定管理者の指定のこと

1 要 旨

大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 大蔵海岸海峡広場

明石市大蔵海岸通1丁目1番

(2) 大蔵海岸駐車場

明石市大蔵海岸通1丁目4番及び明石市大蔵海岸通2丁目5番

(3) 大蔵海岸公園

明石市大蔵海岸通1丁目地内及び2丁目地内、地先

(4) 明石市立大蔵海岸多目的広場

明石市大蔵海岸通2丁目5番

3 指定管理者となる団体

神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体

代表者 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

株式会社 神戸新聞事業社

代表取締役社長 皆 川 廣 一

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

1 要 旨

明石市公設地方卸売市場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市公設地方卸売市場

明石市藤江2029番地の1

3 指定管理者となる団体

明石市藤江2029番地の1

株式会社 明石卸売市場管理センター

代表取締役社長 安原直樹

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第149号

明石市立産業交流センター、明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターに係る指定管理者の指定のこと

1 要 旨

明石市立産業交流センター、明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 明石市立産業交流センター

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

(2) 明石市立勤労福祉会館

明石市相生町2丁目7番12号

(3) 明石市立中高年齢労働者福祉センター

明石市西明石南町3丁目1番21号

3 指定管理者となる団体

埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役 片 山 安 茂

4 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

報告第 27 号

）

報告第 29 号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

| 報告番号 | 要 旨 | 内 容 |
|--------|--|---|
| 第 27 号 | 交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 25 日専決処分したので、報告するもの。 | (1) 損害賠償額 金 1,200,000 円 (人身損害に係るもののみ) (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 29 年 5 月 8 日明石市和坂 2 丁目 16 番 5 号地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、市民生活局斎場管理センターの職員が運転する本市所有の軽貨物自動車は左折しようとした際、後方から走行してきた相手方原動機付自転車に接触し、損害を与えると同時に、相手方を負傷させたもの。 ※ 本件事故の物件損害については、先に平成 29 年報告第 21 号にて報告済み。 |
| 第 28 号 | 交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 25 日専決処分したので、報告するもの。 | (1) 損害賠償額 金 119,115 円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成 29 年 7 月 20 日明石市藤江 135 番地の 3 地先の信号機による交通整理が行われている交差点において、福祉局高年介護室の職員が運転する本市所有の原動機付自転車が、信号の変わり際に直進のために交差点に進入した際、左方から右折のために交差点に進入してきた相手方乗用車と衝突し、損害を与えたもの。 |

| 報告番号 | 要 旨 | 内 容 |
|---------|---|---|
| 第 2 9 号 | 交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年10月16日専決処分したので、報告するもの。 | <p>(1) 損害賠償額 金 78,600円</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 平成29年8月16日明石市朝霧台3776番地の154地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、総務局総合安全対策室の職員が運転する本市所有の軽乗用車が直進するため交差点に進入した際、左方から走行してきた相手方乗用車と接触し、損害を与えたもの。</p> |